



- 人事に関する用語には「似て非なるもの」が多くあります。たとえば、「休日と休暇」、「代休と振替休日」、「休業補償と休業手当」などがあげられます。
- 例えば、“振替休日”の場合は割増賃金は発生しませんが、“代休”の場合は割増賃金が発生するなど、意味を知らずに使用すると思わぬトラブルになるリスクをはらんでいます。
- 雇用契約書や社内規則などに表記ゆれがないか、いちど棚卸をしてみてもいいでしょうか？

## 2015年の中小企業の経営施策

### 2015年は「人材不足」に影響されると予想

学校法人産業能率大学が、中小企業の経営者を対象に2015年の経営環境認識や経営方針・施策などを尋ねる調査を実施しました。

2015年の経営活動に影響を与えると想定している要因としては「人材の不足」(46.5%)が2010年の調査開始以来最高となり、続いて「国の政策の変化」(44.1%)、「消費税率の引き上げ」(43.6%)となっています。

### 「営業力の強化」に取り組みたい

中小企業の経営者が2015年に取り組みたい経営施策は、「営業力の強化」(35.9%)、「利益率の向上」(35.3%)、「市場シェアの拡大」(34.0%)と積極的な施策が並びました。

前年比で大幅に増加したのは「従業員の新規採用」で3.8ポイントの増加となっています。



- 「営業」と聞くと「説得」を意識しがちですが、商談には「8:2の法則」というものがあります。売れるセールスパーソンの商談中の会話を調査すると、会話時間の80%は、お客様に話していただいているという結果があるそうです。
- “成績が上がらない”とお悩みでしたら、「お客様の話を聞かせていただく」を意識してみてくださいいかがでしょうか？

## 懲戒に関する制度・慣行

### 5年間で普通解雇を行った企業は16.0%

労働政策研究・研修機構が、無作為抽出した50人以上を雇用している民間企業5,964社に対し「従業員の採用と退職に関する実態調査」を行いました。

- ここ5年間で懲戒解雇を除く普通解雇を行った企業は16.0%ありました。普通解雇の理由は、「本人の非行(30.8%)」、「仕事に必要な能力の欠如(28.0%)」、「職場規律を乱す(24.0%)」の順になっています。
- 普通解雇をした企業のうち15%で紛争が発生していますが、45.5%は話し合いで解決し、次いで、外部の紛争解決機関で解決(22.4%)、裁判で解決(18.2%)の順に続いています。
- 普通解雇の際の解雇通告時期を見てみると、1か月以内の割合が65.2%あります。



- どの企業でも普通解雇をせざるを得ないケースは出てくると思います。また、解雇は労働者の生活に大きな影響を与えるため、安直にできるものではありません。
- 普通解雇をするにあたっては、労働紛争にならないよう、(1)普通解雇に該当する事実の積み上げ、(2)解雇回避措置の実施、(3)解雇ルールの制定等を整備することが望ましいです。滅多にないことですのでおざなりになりがちですが、備えあれば憂いなしです。



## 労働保険料算出に用いる労災保険料の改定等 改正省令を平成27年4月1日に施行予定

労災保険率は、将来にわたって、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるよう、過去3年間の災害発生状況等を考慮して、事業の種類ごとに定めることとされ、平成17年3月25日に策定された「労災保険率の設定に関する基本方針」に従い、3年ごとに改定を行っており、今般、27年度の改定のため、所要の改正を行うこととなりました。

### ～主なポイント～

#### ① 労災保険率等の改定

##### 労災保険率の改定案

- ・業種ごとの労災保険率の改定  
⇒ 全54業種平均で0.1/1000引下げ(4.8/1000→4.7/1000)  
(全業種中、引下げとなるのが23業種、引上げとなるのが8業種)

##### <引き上げとなる8業種>

石灰石鉱業又は ドロマイト鉱業	19/1000→20/1000	金属精錬業	6.5/1000→7/1000
その他の鉱業	25/1000→26/1000	鋳物業	17/1000→18/1000
繊維工業又は 繊維製品製造業	4/1000→4.5/1000	農業又は海面漁業 以外の漁業	12/1000→13/1000
木材又は 木製品製造業	13/1000→14/1000	倉庫業、警備業、消毒 又は害虫駆除の事業 又はゴルフ場の事業	6.5/1000→7/1000

##### 第2種、第3種特別加入保険料率の改定案

- ・一人親方などの特別加入に係る第2種特別加入保険料率を改定  
(全18区分中、引下げとなるのが8区分、引上げとなるのが5区分)
- ・海外派遣者の特別加入に係る第3種特別加入保険料率を4/1000から3/1000に引下げ

#### ② 労務比率の改定

- ・請負による建設の事業に係る労務比率(請負金額に対する賃金総額の割合)を改定

#### ③ 請負金額の取扱いの改正及び労務比率の暫定措置の廃止

- ・請負金額には、消費税額を含まないものとする
- ・賃金総額の算定に当たり、請負金額に108分の105を乗じている暫定的な措置を廃止



紙面が限られているため、保険料率が引き上げになる業種のみを掲示しましたが、労災保険料の改定や、労務比率の計算など不明な点があれば、お気軽にお声掛けください。



気付き日報



ヒューマンインベーション株式会社 代表取締役 今井洋一

社会保険労務士 ・ (財)生涯学習開発財団認定コーチ

TEL : 03-3791-1180 FAX : 03-6674-2508 Mail : info@humanijp

受付時間 10:00～17:30 (土日祝日および弊社休日を除く) <http://nippou.org/>